

第3回 「(仮称) 長浜市手話言語条例」を検討する懇談会 会議概要

日 時：令和4年6月17日（金） 10：00～11：48

場 所：長浜市役所1階 多目的ルーム2

出席者：【委員】 志藤委員（座長）、松本委員（副座長）、石川委員、前田委員、
新村委員、澤委員、山田委員

【健康福祉部】 鶴飼部長、宮川次長

【しょうがい福祉課（事務局）】 中上、真壁、松田

欠席者：なし

1 開会（挨拶）

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

2 議題

（1）会議の公開について

原則通り公開することに決定された。

（2）これまでの経過と今後の取り組みについて

（3）パブリックコメントの結果について

関連する議題のため、資料1、資料2、資料4により事務局から一括で説明があった。

議題（2）、議題（3）について、委員からの主な意見等は次のとおり。

（委員）

説明の中で次回の会議に関する内容がありましたが、当初の予定では、この3回目が最後の会議となっていました。元々、制定までのスケジュールが短いのでは、と考えていましたが、次回の会議は9月議会に上程のスケジュールのままなのか、スケジュール自体の見直しがあるのかお尋ねしたい。

（事務局）

今後の議論次第ではありますが、必要に応じてスケジュールの見直しを行います。

（委員）

第5条に「情報機器等を用い」とあり、施策の内容を意識した文言だと思いますが、分けて考えるべきだと思います。条例の中に含めてしまうと、コミュニケーション等の条例と分けて、手話言語に関する条例として制定しようとしている内容がぶれてしまうと思います。

（座長）

第3条の基本理念の部分では、コミュニケーションについても手話を使用する前提の内容となっているのに、第5条では手話と情報機器等と並列となっており、少し違和感があります。

元になったモデル案の文章自体も明確ではないと感じますが、もう少しシンプルにした方が理解しやすいと思います。

(座長)

第6条のろう者の役割に対するパブリックコメントの意見についてですが、施策展開に関して言うなら、ろう者の役割は重要な部分ではあります。しかしながら、ろう者の方にとっては、これまで自分たちの主言語が手話であると一生懸命伝えてきた、言い換えれば、役割を果たしてきたにもかかわらず、社会の側に受け入れる素地がなかった、そのことによって長い間つらい思いをしてきたということを、まずは受け止めてほしいという思いがあります。その上で、これまでの経緯、条例の制定に至ったストーリーである前文の内容と、ろう者の役割が1つの条建てとなっている構成を見て、やっぱり、何か伝わってないなと受け止められたのかなと思います。

(委員)

表現の仕方が難しいと思います。実際、ろう者の方が中心的な役割を担う部分はあるのですが、受け止め方によっては反発されてしまいます。パブリックコメントの意見も、表現を柔らかくという内容がありますので、検討が必要だと思います。

(座長)

個人的には、この条例の主人公はろう者の方だと考えています。また、本来の趣旨である、市がろう者の方に期待している部分を伝えていくことも大切だと思います。そういった意味では、削ってしまうよりは、表現を柔らかくする、第5条の市民等の役割の中に整理するなどして、調整できればよいと思います。

(委員)

第8条、第9条の施策に関する部分ですが、条文だけでは具体的にどのような手順で意見を聞き取り、施策に反映させるのかは見えてきません。第9条からは、関係者が集まって意見交換をするという方法ではなく、それぞれに個別に聞き取りを行い、市が取りまとめるというようにも読み取れます。

長浜市しょうがい福祉推進協議会のように、しょうがい福祉全体を取り扱う会議は存在しますが、そのような場では、手話や聴覚しょうがい者に特化した施策の議論は難しいと思います。

(座長)

しょうがい福祉分野全体における取り組みに位置付けて進めていく部分と、関係者が中心となって個別の施策として進めていく部分の両方があると思いますし、それぞれの自治体の実態に応じた推進方法がありますが、関係者の意見を施策に反映

する仕組みは重要です。先ほどの説明では、施策の推進方針の策定や関係者の意見の反映について、第8条に規定する方向で検討するとのことでしたので、第9条の施策の点検及び見直しとの関連も含めて内容を検討いただきたいと思います。

(委員)

第4条の市の責務の内容に、教育機関や医療機関に対して働きかけを行う旨の内容を加えてほしいと思います。

(事務局)

教育はカリキュラムの問題、医療は医療現場がかかえる問題・課題があり、どちらも余裕がない状態と聞き及んでおり、条例に明記するというよりも、課題整理の中で、それぞれの課題に対する取り組みの協議や、施策に対する協力を求めていく方が効果的ではないかと考えております。

(委員)

第2条の定義や条例全体の内容に、盲ろう者やろう児に関する内容を加えてほしいと思います。

(座長)

盲ろう者やろう児に関する内容を含んだ条例にしている自治体もあるので、検討の余地はあると思いますが、加えるとすると大幅な見直しが必要となる可能性があります。パブリックコメントまで終わっている状況で、市として対応は可能でしょうか。

(事務局)

ここまでいただいた意見を踏まえ、どのように見直すか検討が必要と考えております。令和4年10月施行という当初の予定にこだわるものではありませんし、見直しの内容によっては、再度パブリックコメントを行うなどの対応も必要となりますので、スケジュールも含めて検討したいと思います。

(座長)

それでは、ここまでの意見を踏まえてご検討いただき、修正案に対して、再度皆さんに意見をいただきたいと思います。委員の皆さんの中でも、どのように修正すべきか難しいと感じ、煮詰まっている部分もありますが、条例全体を見ることで、新たに見えてくる点もあると思いますので、よろしくお願いします。

(4) 今後の施策について

資料3により事務局から説明があった。

議題(4)について、委員からの主な意見等は次のとおり。

(委員)

ろう者の方にも条例の内容を理解してもらえよう、やさしい日本語を用いた条

例を作成し、普及啓発を行うと効果的だと思います。また、ろう者の方が被災する割合が健聴者の2倍近いというデータもあるそうですので、災害時を想定した支援を検討することが重要だと思います。

3 閉会（連絡事項の伝達、挨拶）

事務局から連絡事項の伝達

- ・次回の会議では、条例の修正案や施策の推進方針をとりまとめ、ご意見をいただきたいと思います。時期は令和4年8月頃を予定しており、別途日程調整をさせていただきます。

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。